

奈良市公民館使用料減免団体登録申請は 電子申請ができます！



☆奈良市公民館使用料減免団体登録とは…
運用基準に合致した団体であると市が認めた場合、使用料が減免される制度です。

メリット①

24時間申請可能

市役所や公民館が休みの日でも申請できます。
申請いただいた書類は、地域教育課にて審査し、団体へ通知いたします。

メリット②

公民館に行く手間が省ける

申請書の受け取り及び提出、結果通知書の受け取りに公民館へ行かなくてよくなります。
結果通知書は、メールにて送信します。※電子申請の場合はメール受け取りのみです。

メリット③

紙媒体にする手間が省ける

パソコンやスマートフォン等にあるデータ(Word、Excel、PDF等)のまま提出可能です。

メリット④

簡単に申請できる

わかりやすい入力フォームで必要事項のみ入力できます。

メリット⑤

確実に申請できる

入力漏れや資料漏れ等があった場合は、システムにて案内があるため必要書類の提出漏れがなくなり、安心して申請いただけます。

- ☆申請に関する詳細は、奈良市HPまたは公民館窓口にてご確認ください。
- ☆右のQRコードの読み込みができない方は、公民館窓口にもQRコードを準備しております。ご利用ください。
- ☆パソコンの場合は、奈良市HPより申請できます。

↳「奈良市公民館使用料減免団体登録申請」と検索 🔍

申請用QRコード



[令和7年度用]

<問い合わせ先>

奈良市教育委員会事務局 教育部 地域教育課

Tel 0742-34-5471 / FAX 0742-34-5473 / Mail chiikikyouiiku@city.nara.lg.jp